**平成２６年（フ）第５５０９号**
大阪市此花区酉島６丁目３番４―116号
破産者　古川　愼一
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第４６号**
大阪市城東区今福西４丁目４番30号
破産者　西本　淑子（旧姓岡本）
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第２１３号**
大阪府高槻市登町21番Ｂ36―203号、申立時の住所大阪府高槻市高西町１番30号　小林文化１Ｆ左
破産者　日高　隆仁
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第９５４号**
大阪府吹田市千里山西６丁目８番16―108号
破産者　山田　潤治
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第１３１７号**
兵庫県尼崎市尾浜町２丁目21番31号
破産者　嘉納ゆかり
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第１３３８号**
大阪府吹田市千里山霧が丘１番１―210号
破産者　プライスクラブこと　石渡　雅邦
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第１３３９号**
大阪府吹田市千里山霧が丘１番１―210号
破産者　石渡美佐子
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第１５１４号**
大阪市生野区中川６丁目７番４号
破産者　平山昌民ことＳＨＩＮ　ＣＨＡＮＧＭＩＮこと　申　　昌民
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第１５２８号**
岡山市北区津島西坂２丁目５番41号サバーブ西坂303、事業所所在地大阪府寝屋川市香里北之町１―５　２階、開始決定時の住所大阪府枚方市大垣内町３丁目８番18―208号
破産者　ヘアースタジオノークスこと　本川　路晃
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第１５３５号**
兵庫県西宮市結善町３番４―301号
破産者　金山　修史
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第８１９号**
堺市南区晴美台２丁28番６号
破産者　成瀬　全彦
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第１２４号**
堺市南区茶山台２丁３番25―104号
破産者　オカムラデザインプロこと　岡村　筍
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第２０２号**
神戸市長田区東尻池町４丁目８番２号　高西方
破産者　佐々木俊宣
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第２３２号**
兵庫県川西市南花屋敷３丁目15番21号　103
破産者　庄矢　成昭
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**平成２６年（フ）第３１２号**
兵庫県伊丹市南野北３丁目11番20―322号、前住所兵庫県伊丹市荻野６丁目33番地
破産者　豕瀬　君枝
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**平成２７年（フ）第３５号**
熊本市北区山室３丁目４番１―303号、前住所熊本市北区鶴羽田１丁目14番23―603号
破産者　前田幸次郎
1　決定年月日　平成27年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２７年（フ）第２７号**
北海道苫小牧市弥生町２丁目16番１―303号
破産者　佐々木　久
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２７年（フ）第２９号**
北海道苫小牧市三光町２丁目19番13号　ピープルズ三光205
破産者　岡田　真一
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２７年（フ）第４３号**
青森市緑１丁目22番地15　コーポ蒼２階
破産者　片山　竜太
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係